

世田谷区告示第 6 7 4 号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14 年 3 月世田谷区規則第 4 5 号）第 7 条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和 8 年 9 月 2 9 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 番号

(1) 4 5 - Z 3 3 0

(2) 4 5 - Z 3 3 1

(3) 4 5 - Z 3 3 2

2 区間

(1) 世田谷区大蔵六丁目 5 0 0 0 番 2 1 の内

(2) 世田谷区大蔵六丁目 5 0 0 0 番 4 2

(3) 世田谷区大蔵六丁目 5 0 0 0 番 4 0

3 用途

区管理水路

案 内 図

	新たに設置する区管理水路
---	--------------

街区	大蔵六丁目 7 番
----	-----------

